

令和2年度税制改正大綱～速報版～

1. はじめに

与党は令和元年12月12日に「令和2年度税制改正大綱」を発表しました。今回はこのうち、特に実務への影響の大きい改正予定項目についてお伝えします。

※なお、今後の国会審議の状況によっては、その内容に変更が生じる可能性がありますので予めご承知おきください。

2. 法人課税

項目及び概要
<p><u>イノベーション強化に向けた取組み</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 企業の事業革新につながるオープンイノベーションを促進する観点から、一定のベンチャー企業に対する出資について、出資金額の25%以下を損金に算入できる措置が創設されます。 ● ただし、出資日から5年以内にこれを譲渡等した場合には、一定の金額を取り崩して益金の額に算入します。 ● 上記の改正は、令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に行う直接または投資事業有限責任組合を介した一定の出資に適用されます。
<p><u>連結納税制度の見直し</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 企業の事務負担軽減のため、現行の連結納税制度を見直し、「<u>グループ通算制度</u>」に移行します。 ● 従来は親会社が子会社の税務情報を取りまとめて申告していましたが、<u>単体納税と同様にそれぞれの会社が申告を行うこと</u>になります。 ● 損益通算の方法はグループ全社の損益を単純合算するのではなく、以下の手順により計算し、それぞれの会社において申告数値が算定されます。 <ol style="list-style-type: none"> ① 単体で所得(黒字)が発生している会社と欠損(赤字)が発生している会社にグループ分けする ② 所得が発生している会社は、<u>欠損グループから欠損金の配分を受け、それぞれの法人の所得金額から控除する</u> ※各社への欠損金の配分額は、各会社の所得に応じてプロラタ方式で算定されます。 ③ 欠損が発生している会社は、配分した欠損金を除いた額で申告する ● 上記の算式による損益通算等は当初申告数値に固定され、申告後の税務調査等による修正申告や更正の影響が及ばないようになります。 ● グループ通算制度の創設に併せて、受取配当等の益金不算入や貸倒引当金等、<u>単体納税制度について変更</u>されます。 ● 連結納税制度を選択している会社は、今後グループ通算制度に移行するか、単体納税に復帰するか検討する必要があります。

項目及び概要
<ul style="list-style-type: none"> ● 時価評価課税や欠損金の持ち込み制限は、組織再編税制との整合性が図られ、現状よりも対象範囲が縮小されます。ただし、従来制限のなかった親法人の時価評価課税や欠損金の持ち込み等について、今後は利用制限が課されることとなります。 ● 上記の改正は、<u>令和4年4月1日以後開始事業年度から適用</u>されます。
<p><u>大企業向けの見直し</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 研究開発税制その他生産性の向上に関連する税額控除を受けるための要件として、<u>設備投資額が当期償却費総額の10%を超えることが定められていた</u>ましたが、<u>30%に見直し</u>が行われます。 ● その他、賃上げ及び設備投資を行った場合等の税額控除制度についても上記と同様に、国内設備投資要件の見直しが行われます。 ● 交際費等の損金不算入制度にある、接待飲食費の50%相当額を損金に算入する規定について、<u>資本金の額等が100億円を超える法人が除外</u>されます。

3. 個人所得課税

項目及び概要
<p><u>NISA口座の延長、拡充等とジュニアNISAの終了</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ● NISA制度のさらなる普及、利用により資産形成を促進する観点から、令和6年から10年の間、<u>新NISA制度が創設</u>されます。 ※現行の「つみたてNISA」は5年間延長され、令和24年末までとなります。 ● <u>ジュニアNISA制度は令和5年で終了</u>となります。
<p><u>国外中古建物の不動産所得に係る課税の適正化</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 海外の中古建物を利用した節税策について、<u>令和3年以後使うことができなくなります</u>。 ● 海外中古建物に係る国外不動産所得の損失のうち、減価償却費に相当する部分が所得税の計算上なかったものとみなされます。 ● なお、このなかったものとみなされた減価償却費の金額は、不動産譲渡時の取得費に加算します。
<p><u>未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦(夫)控除の見直し</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 生計を一にする子を持つ未婚のひとり親も、寡婦(夫)控除の対象となります。 ● 寡婦(夫)控除について、寡婦と寡夫で同じ所得制限(所得500万円)を設け、控除額も子ありの寡夫の控除額と子ありの寡婦が同額となります。 ● 上記の取り扱いは、令和2年分以後の所得税から適用されます。

項目及び概要
<p><u>国外に居住する親族に係る扶養控除の見直し</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 非居住者である親族で扶養控除対象者のうち、30歳以上70歳未満で一定の生活費を受け取っていない者等は（留学生等を除く）扶養控除の対象から除外されます。
<p><u>低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除の創設</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 土地の利用・管理をする意向の低い所有者に向け、低未利用地の増加抑制を図るため、一定の低未利用土地の譲渡対価として一定の金額が500万円以内の場合は、特別控除として100万円を所得から控除できる制度が創設されます。 ● 上記の改正は、土地基本法等の一部を改正する法律（仮称）の施行の日、または令和2年7月1日のいずれか遅い日から、令和4年12月31日までの間に譲渡したものについて、適用されません。
<p><u>住宅ローン控除の適用見直し</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 新規住宅の居住年から3年後に、以前住んでいた住宅等を譲渡し、居住用財産の譲渡所得の特別控除など一定の特例を適用した場合には、住宅ローン控除が適用できなくなります。
<p><u>配偶者居住権等の譲渡所得の計算</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 配偶者居住権等を消滅させ、その対価の支払いを受け取る場合には、譲渡所得が生じることが、その計算方法とあわせて明示されました。

4. 資産課税

項目及び概要
<p><u>所有者不明土地等に係る課税上の課題への対応</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 土地等に係る固定資産税について、その所有者が既に亡くなっているため市町村が課税を適正に行えない状況にありました。令和3年度以後については、現に所有している相続人等に対して（所有者が明らかにならない場合は使用者が所有者とみなす）、固定資産税を課することが可能になります。

5. 消費税課税

項目及び概要
<p><u>消費税の申告期限の延長</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 法人税の確定申告書の提出期限の延長の特例を受けている法人について、消費税の提出期限を延長する旨の届出書を提出した場合には、申告期限が1か月に限って延長されます。 ● 上記の改正は、令和3年3月31日以後に終了する事業年度の末日の属する課税期間から適用されます。

項目及び概要
<p><u>居住用賃貸建物の取得に係る仕入税額控除の適正化</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 居住用賃貸建物に係る仕入税額控除は受けられなくなります。 ● 上記の規定により仕入税額控除の適用が認められない建物について、取得の日の属する課税期間の初日から3年以内に、譲渡または住宅以外の貸付の用途に供したときは、一定の金額をその時に仕入税額控除の金額に加算することになります。 ● 上記の改正は、令和2年10月1日以後に取得する居住用賃貸建物から適用されます。ただし、令和2年3月31日までに締結した契約に基づき、同年10月1日以後に取得した建物については、今回の改正の影響はありません。

6. 国際課税

項目及び概要
<p><u>海外子会社からの配当と子会社株式の譲渡を組み合わせた租税回避への対応</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 租税回避の防止策として、法人が一定の支配関係にある子会社から受ける配当等の額が、株式等の帳簿価額の10%を超える場合に、その配当等の額のうち益金不算入相当額を、帳簿価額から引き下げることとなります。 ● 改正の時期は明らかにされていませんが、租税回避の意図がなくても適用を受けてしまう可能性があるため、今後注意が必要となります。

7. 納税環境整備

項目及び概要
<p><u>電子帳簿等保存制度の見直し</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 電子取引を行った場合の電磁的記録の保存方法が緩和され、発行者（クラウドの経費精算サービス等）のタイムスタンプが付され、改ざんできない仕様のデータも含まれることとなります。 <p><u>国外財産調書制度等の見直し</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 国外財産調書に記載すべき国外財産に関する書類の提示・提出がされない場合、加算税が重くなります。 ● 国外取引等の課税に係る更正決定等の期間制限が見直され、情報提供要請から3年間は可能となります。

この内容についてのお問い合わせは弊法人各担当者又は



税理士法人 **みらいコンサルティング**
税制改正プロジェクトチームまで